

暫定認定期間における申請要件

2017年9月27日版

※8月28日版と9月27日版の違いはP6「(4) 2017年度開催の研修会とカリキュラムコード」の仙台研修会(12/10)におけるワークショップ～Basic～開催の追記のみです。

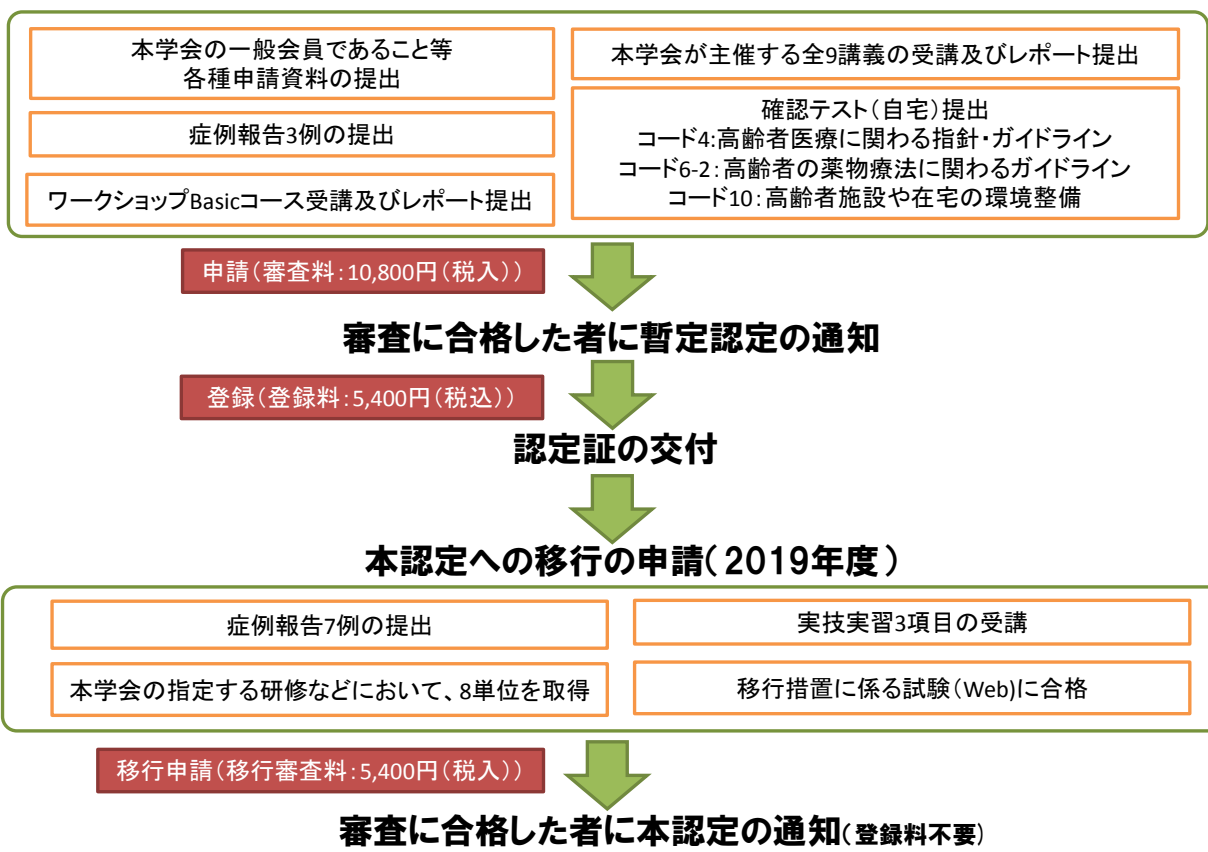
学会設立に伴い、2018年度まで暫定認定期間を設けております。2017年度、2018年度の申請が暫定期間に該当します。また、暫定期間に認定薬剤師と認められた者は、2019年度(2019年4月～5月末(予定))に、本認定への移行申請が必要となります。詳しくは「[本認定への移行申請の要件](#)」をご参照ください。

なお、2019年度以降に認定薬剤師に申請される場合は、本手引に記載されている申請要件とは異なります、ご注意ください。

目次

- (1) 暫定期間における認定申請の受付
- (2) 認定の申請要件
- (3) 2016年度開催の講演会の日程とカリキュラムコード
- (4) 2017年度開催の研修会とカリキュラムコード

2017年度、2018年度 暫定期間における認定申請について



認定制度の動き	認定制度の動き		2017年度認定薬剤師 (暫定期間申請)	2018年度認定薬剤師 (暫定期間申請)	研修、学術大会等	暫定認定の申請要件		暫定認定から本認定への移行申請	
	暫定認定	本認定				講義	WS(Basic)	単位	実習等
2016年度									
2月末 2017年度 4/1～5/31	暫定期間における第1回認定申請受付		認定申請	認定申請	設立記念講演会(首都圏・中京・近畿) 第2回講演会(首都圏・中京・近畿) 第3回講演会(首都圏・中京・近畿) 2/18、19集中研修会(暫定認定対応)(東京)	○ ○ ○ ○	— — — —	— — — —	— — — —
秋頃	認定薬剤師の公表		認定申請	認定申請	2017年度研修会(暫定認定対応)(東京) 第1回日本老年薬学会学術大会(東京) 札幌(7/9)、福岡(9/3)の研修会(暫定認定対応) 新潟(7/9)、広島(8/27)研修会 仙台研修会 東京研修会	○ — ○ — — —	— — — — — —	— — — — — —	○ ○ — — — ○
2月末 2018年度 4/1～5/31	暫定期間における第2回認定申請受付		認定申請	認定申請	第2回日本老年薬学会学術大会	—	—	—	○
秋頃	認定薬剤師の公表		認定申請	認定申請					
2月末 2019年度 4/1～5/31	暫定期間における第3回認定申請受付		認定申請	認定申請	第3回日本老年薬学会学術大会(予定)				
秋頃	認定薬剤師の公表		認定申請	認定申請					
2月末 2020年度 前前期 2月末	本認定への移行申請受付	第1回認定試験の実施 第1回認定申請受付	本認定への移行申請	本認定への移行申請	春頃				
秋頃	認定薬剤師の公表 →暫定期間認定と新規認定の統合→2019年度認定薬剤師	2019年度認定薬剤師の公表	移行が認められた場合、2019年度認定薬剤師 暫定認定失効	移行が認められた場合、2019年度認定薬剤師 暫定認定失効					
2月末 2021年度 前前期 2月末		第2回認定申請受付							
2月末 2022年度 前前期 2月末		第3回認定申請受付							
2月末 2023年度 前前期 2月末		第4回認定申請受付							
2月末 2024年度 前前期 2月末		第5回認定申請受付							
2月末		2019年度認定者の更新受付及び第6回認定申請受付	更新の申請	更新の申請					
2月末		2019年度認定の失効							

※本学会で規定する年度は、3月から2月末までの期間である(2017年1月時点)。

(1) 暫定期間における認定申請の受付

各年度前期中の2ヶ月間を申請受付期間とする。

2017年度：2017年4月1日～5月31日

2018年度：2018年4月1日～5月31日

(2) 認定の申請要件

1. 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格および見識を備えていること。
2. 薬剤師免許を取得後3年以上経過していること。
3. 本学会の一般会員であること。
4. 所属長（病院長あるいは施設長等）または保険薬局においては開設者の推薦があること。
5. 業務を通じて高齢者の薬物療法の有効性または安全性に直接寄与した症例を3症例*²報告できること。症例の内容については「症例報告作成のための手引き」をご参照ください。
6. 細則第15条、第17条の単位取得及び第22条～第25条の認定試験に代わり、カリキュラムコードに関わる要件を満たすこと。

※ 講義及びワークショップは申請の前年度までに受講したものが申請に有効となります。

- ① 学会が指定する全9講義を受講及び各講義に対応するレポートの提出*（コード1、2-1、2-2、3-1、3-2、5、6-1、7-1、7-2、8-1、9-1）
*レポート提出と引き換えに受講証明書を発行します。受講証明書は、認定薬剤師の申請手続きの際に必要となります。再発行はできませんので、紛失されないようご注意ください。
*2-1と3-1は一つの講義にて付与
*2-2と3-2は一つの講義にて付与
- ② 老年薬学認定薬剤師ワークショップ～Basicコース～（3時間）の受講及びレポートの提出*（コード7-3、8-2、9-2）
*ワークショップへの参加後に受講証明書を発行します。再発行はできませんので、紛失されないようご注意ください。
- ③ カリキュラムコード4（高齢者医療に関わる指針・ガイドライン）及び6-2（高齢者の薬物治療に関わるガイドライン）、10（高齢者施設や在宅の環境整備）に関する各確認テストの正答率が8割以上であること*¹

7. 審査料(10,800円)の振込み

※ 注意：6-①及び6-②は、申請年度の前年度までの受講分が有効となります（2018年度に申請する場合、2018年2月末までの受講分が有効。）

※ 2018年度2月末までに、カリキュラムコードの取得が間に合わない場合は、2019年から施行される本認定の申請要件に基づき認定申請を行ってください。これまでに取得された「コード記載受講証明書」を単位、実習項目に換算して申請に用いることが可能です。詳しくは「2019年度以降の認定申請要件」をご参照ください。

※ 学会が規定する年度は3月1日から2月末の期間です。

表 1. カリキュラムのコードに関わる要件

カリキュラム	コードに関わる要件
1.加齢に伴う生理・身体機能の変化	講義→講義後当日にレポート提出(1)
2.高齢者に多くみられる症候、障害	講義→講義後当日にレポート提出(2-1、2-2)
3.高齢者に多くみられる疾病	講義→講義後当日にレポート提出(3-1、3-2)
4.高齢者医療に関わる指針・ガイドライン	申請時に確認テスト提出(4) *1
5.薬物動態の変化と薬物治療	講義→講義後当日にレポート提出(5)
6.高齢者の薬物治療に関わるガイドライン	講義→講義後当日にレポート提出(6-1) 申請時に確認テスト提出(6-2) *1
7.高齢者の処方見直しへのアプローチ	講義→講義後当日にレポート提出(7-1) 講義→講義後当日にレポート提出(7-2) 老年薬学認定薬剤師ワークショップ～Basic コース～(7-3)
8.高齢者の身体能力に合わせた服薬支援	講義→講義後当日にレポート提出(8-1) 老年薬学認定薬剤師ワークショップ～Basic コース～(8-2)
9.多職種との連携	講義→講義後当日にレポート提出(9-1) 老年薬学認定薬剤師ワークショップ～Basic コース～(9-2)
10.高齢者施設や在宅の環境整備	講義(受講は必須ではない)→申請時に確認テスト提出(10) *1
11.高齢者に配慮した行動【実技】	暫定認定期間は報告を求めない*3(11)

表 2. 暫定期間における認定申請時に必要なカリキュラムコードとその内容

	カリキュラムコード																	
	1.加齢に伴う生理・身体機能の変化	2.高齢者に多くみられる症候、障害		3.高齢者に多くみられる疾病		4.高齢者医療に関わる指針・ガイドライン	5.薬物動態の変化と薬物治療	6.高齢者の薬物治療に関わるガイドライン		7.高齢者の処方見直しへのアプローチ			8.高齢者の身体能力に合わせた服薬支援		9.多職種との連携		10.高齢者施設や在宅の環境	11.高齢者に配慮した行動【実技】
	1	2-1	2-2	3-1	3-2	4	5	6-1	6-2	7-1	7-2	7-3	8-1	8-2	9-1	9-2	10	11
全9講義	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○		○			
老年薬学認定薬剤師ワークショップ～Basicコース～													○	○		○		
申請時に確認テストの解答を提出						○			○								○	
本学会が実施する実習及び本学会が認める実習を受講																		暫定期間における申請時には報告不要 (※但し、暫定認定から本認定へ更新の際には、3項目以上の経験の報告が必要)

*1：各コードの確認テスト（webの認定申請画面内で各自が解答する形式）

- 確認テストの範囲等の詳細は、「認定申請の手引き」を参照してください。
- 「コード 10：高齢者施設や在宅の環境整備」の講義の受講は必須ではありません。感染制御認定薬剤師及び専門薬剤師等を有する者は、既に十分な知識があると考えられることから、講義受講については各自の判断となっております（確認テストの提出は、全申請者必須）。2017年度は東京研修会（2018年2月25日）での上映を予定しております。

*2：暫定認定から本認定へ更新の際には、別途7症例の報告が必要となります

*3：暫定期間における認定申請時には実技項目の申請は不要ですが、暫定認定から本認定へ移行申請の際には、3項目以上の報告が必要となります

暫定認定から本認定へ更新の際には、上記*2及び3以外に、8単位取得及びカリキュラム内容についての移行に係る試験の受験（web等の形式を予定）が必要となります。詳細は「**本認定への移行申請の要件**」をご確認ください。

(3) 2016年度開催の講演会の日程とカリキュラムコード

表 3. 2016年度の講演会の日程とカリキュラムコード対応表 ver1

	関東圏			中京圏			関西圏		
設立記念講演	3/13(日)	コード 1 コード 6-1 コード 8-1	5/15(日)	コード 1 コード 6-1 コード 8-1	4/17(日)	コード 6-1 コード 8-1 コード 9-1			
第2回講演会	6/19(日)	コード 2-1、3-1 コード 5 コード 7-1	7/24(日)	コード 2-1、3-1 コード 7-1 コード 9-1	8/7(日)	コード 1 コード 2-1、3-1 コード 7-1			
第3回講演会	9/11(日)	コード 2-2、3-2 コード 7-2 コード 9-1	10/16(日)	コード 2-2、3-2 コード 5 コード 7-2	11/20(日)	コード 2-2、3-2 コード 5 コード 7-2			

表 4. 2016年度の講演会の日程とカリキュラムコード対応表 ver2

		1.加齢に伴う生理・身体機能の変化		2.高齢者に多くみられる症候、障害		3.高齢者に多くみられる疾病		4.高齢者医療に関わる指針・ガイドライン		5.薬物動態の変化と薬物治療		6.高齢者の薬物治療に関わるガイドライン			7.高齢者の処方見直しへのアプローチ			8.高齢者の身体能力に合わせた服薬支援		9.多職種との連携	
		1	2-1	2-2	3-1	3-2	4	5	6-1	6-2	7-1	7-2	7-3	8-1	8-2	9-1	9-2				
関東圏	設立記念講演 3月13日(日)	○								○					○						
	第2回講演会 6月19日(日)		○		○				○			○									
	第3回講演会 9月11日(日)			○		○						○						○			
中京圏	設立記念講演 5月15日(日)	○								○					○						
	第2回講演会 7月24日(日)		○		○							○						○			
	第3回講演会 10月16日(日)			○		○			○			○									
関西圏	設立記念講演 4月17日(日)									○					○			○			
	第2回講演会 8月7日(日)	○	○		○							○									
	第3回講演会 11月6日(日)			○		○			○			○									
東京	集中研修会 2017年2月18・19日	○	○	○	○	○			○	○		○	○		○			○			

- ※ 設立記念講演会において発行しました受講証明書では、コード「8-1」とすべきところ「8」と印字してお渡ししてしまいました。誠に申し訳ありません。認定申請時には、証明書に記載されている講演会の年月より判断しコードの読み替えを行いますので、受講証明書はこのままご利用できます。
- ※ 関西圏の設立記念講演(2016/4/17)において発行した受講証明書では、コード「9-1」とすべきところコード「1」と印字してお渡ししてしまいました。誠に申し訳ありません。コード「1」は第2回講演会(関西圏)で付与致します。認定申請時には、証明書に記載されている講演会の年月より判断しコードの読み替えを行いますので、受講証明書はこのままご利用できます。
- ※ 2016年開催設立記念講演会、第2回講演会、第3回講演会同じエリアで3回受講していただければ問題はありますが、エリアをまたがって受講された場合は、全てのカリキュラムコードが満たされない場合がありますので、ご注意ください。
- ※ 2017年2月開催の集中研修会は、最大6講義の受講となります(有料)。

(4) 2017年度開催の研修会とカリキュラムコード

表 5. 2017年度開催の研修会 (2017年9月時点)

	暫定認定に係るコード 付与の講義	ワークショップ ～Basicコース～
2017年5月13日 老年薬学認定薬剤師制度研修会(東京)	6講義開催	×
2017年5月14日 第1回老年薬学会学術大会(東京)	×	×
札幌(7/9)、福岡(9/3)研修会	各地区で3講義開催	各地区で1回開催
新潟(7/9)、広島(8/27)研修会	×	各地区で1回開催
仙台(12/10)研修会	×	開催
東京(2/25)研修会	×	開催

表 6. 2017年度の研修会とカリキュラムコード対応表

	1.加齢に伴う生理・身体機能の変化		2.高齢者に多くみられる症候、障害		3.高齢者に多くみられる疾病		4.高齢者医療に関わる指針・ガイドライン	5.薬物動態の変化と薬物治療	6.高齢者の薬物治療に関わるガイドライン		7.高齢者の処方見直しへのアプローチ			8.高齢者の身体能力に合わせた服薬支援		9.多職種との連携		10.高齢者施設や在宅の環境整備	11.高齢者に配慮した行動【実技】
	1	2-1	2-2	3-1	3-2	4	5	6-1	6-2	7-1	7-2	7-3	8-1	8-2	9-1	9-2	10		
2017年5月13日 老年薬学認定薬剤師制度研修会(東京)	○	○	△	○	△	申請時 確認テ スト	○	△	申請時 確認テ スト	○	△	△	○	△	○	△	申請 時確 認テ スト	暫定期間における申請時には不要 (※但し、暫定認定から本認定への移行申請に、3項目の報告が必要)	
札幌研修会(7/9)	△	△	○	△	○		○	○		WS	△	WS	△	WS	△	WS			
福岡研修会(9/3)	△	△	○	△	○		○	○		WS	△	WS	△	WS	△	WS			

- ※ 2016年開催の講演会と異なり、講義が有料となっております。
- ※ 2017年3月以降に講義等の受講を開始し、2018年度の認定申請を目指す方は、2017年5月13日

開催の研修会及び札幌又は福岡の研修会（1ヶ所）に参加し、9講義及びワークショップ～Basicコース～を受講してください。

- ※ 新潟、広島、**仙台、東京**研修会の講演では、暫定認定申請に必要なコードではなく、学会単位を付与します。暫定認定から本認定への移行申請の際には8単位の取得が必要となります。詳しくは「**本認定への移行申請の要件**」をご参照ください。